

第3期ニホンジカ管理計画

令和4年4月

兵庫県

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象区域	1
4	計画策定の目的	1
5	これまでの経過と現状	1
(1)	これまでの取り組み	1
(2)	評価	1
(3)	現状	2
6	管理の基本的な考え方	3
7	管理の目標	4
(1)	長期目標	4
(2)	第3期シカ管理計画の目標	4
8	目標達成のための方策	4
(1)	個体数管理	4
(2)	捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備	8
(3)	被害防除	8
(4)	生息環境管理	9
(5)	豚熱等感染症対策の実施	9
(6)	その他管理を推進するために必要な事項	9
9	モニタリング等調査研究	9
(1)	生息状況調査	9
(2)	被害調査	10
(3)	生息環境調査	10

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下「シカ」という。）

2 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 計画の対象区域

兵庫県全域

4 計画策定の目的

- ① 農林業被害等の軽減及び被害地域の拡大抑制
- ② 森林生態系への被害抑制
- ③ 地域個体群^{※1}の健全な維持

※1 地域個体群：ある生物種の地域的な集まり。獣類では大きな河川や市街地、道路等で分断されることが多く、分断が長く続くとその地域特異の遺伝的形質を持つようになる。本県の場合、本州部と淡路島、二つの地域個体群に分かれると考えられる。

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み

昭和50年代から急増したシカによる農林業被害に対応するため、平成6年度、全国に先駆けてメスジカを狩猟獣とすることに踏み切った。

さらに、平成12年度からは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い創設された特定鳥獣保護管理計画制度に沿って4期にわたりシカ保護管理計画を、平成26年度の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律への改正に伴って、2期にわたりシカ管理計画を策定してきた。

この計画に基づき、被害の低減を目標とした個体数管理の考え方を導入し、狩猟においては、メスジカを狩猟可能としたことに加え、狩猟期間の延長、1人1日当たりの捕獲頭数制限撤廃等の規制緩和を行った。

また、市町ごとの生息密度に応じた捕獲目標頭数を設定し、有害捕獲活動の支援や、集落単位での捕獲を進めるためのストップ・ザ・獣害対策事業を実施するなど、各市町の目標達成のための捕獲支援策を進めてきた（資料編P1,表1）。

さらに、被害対策としての防護柵の設置の推進（資料編P2,表2）、シカを寄せ付けない緩衝帯の設置による集落環境整備など集落ぐるみの対策の推進、生息状況に関する諸調査等を加えた総合的な対策を実施してきた。

(2) 評価

平成19年4月に開設した兵庫県森林動物研究センター^{※2}における調査研究によって、シカの生息密度と農業被害及び森林下層植生被害の関係から、SPUE^{※3}が1.0以下の生息密度になると、農業被害、森林被害ともに減少することが明らかになってきたことを踏まえ、平成21年3月に第3期シカ保護管理計画を変更し、県下全市町においてSPUEを1.0以下とすることを目標としてきた。

第3期保護管理計画の下位計画として平成22年度から策定している年度毎の事業実施計画において、この目標を達成するため必要な最低限の捕獲目標を年

間 30,000 頭、第 4 期保護管理計画の平成 25 年度からは 35,000 頭、第 1 期シカ管理計画の平成 28 年度からは 45,000 頭として捕獲拡大対策に取り組み、年間捕獲目標を概ね達成した（資料編 P1, 表 1）。その結果、平成 29 年度末の SPUE は、本州部、淡路地域とも平成 22 年度以降で最も低い数値になった（資料編 P6, 図 7）。

しかし、第 2 期シカ管理計画の平成 29 年度以降は、平成 30 年度に捕獲目標を 46,000 頭に拡大したものの令和元年度まで捕獲数が伸び悩み、令和 2 年度に捕獲目標を達成したが全県の SPUE が平成 30 年度以降微増傾向にあるとともに、市町ごとに見ると、SPUE が増加している市町や、下げ止まっている市町がみられ、特に但馬北部において SPUE の増加が顕著である。

また、令和 2 年度末現在で、SPUE 1.0 以下の市町は 20 市町に留まっており、県下全市町での SPUE 1.0 以下を達成するためには、各市町の個体数動向に沿った目標設定と、その達成に向けた継続した取り組みが必要である。

※2 兵庫県森林動物研究センター：野生動物の生息地管理・個体数管理・被害管理を科学的、計画的に進める「野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）」に取り組むため、兵庫県が丹波市青垣町に開設した施設

※3 SPUE：1 人の狩猟者が 1 日に目撃したシカの頭数の平均値

(3) 現状

ア 分布域

本州部では、瀬戸内海沿岸の都市部を除く県下の広範な地域に生息し、京都府・大阪府・岡山県・鳥取県とも連続して分布している。分布の中心は但馬及び西播磨地域にあるが、近年の人里周辺の環境変化や積雪量の減少、植生状況の変化、捕獲対策の遅れ等様々な要因により、南北に拡散しており、神戸、阪神地域や日本海側の海岸部にも分布の拡大が見られる。

淡路地域では、主に南部の地域（論鶴羽山系）を中心に生息しているが北部にも分布が拡大しつつある（資料編 P5, 図 5）。

イ 生息状況

第 3 期シカ管理計画策定時の推定生息数（令和 2 年度末）は下表のとおりである。また、令和 2 年度までのシカの密度指標の推移（資料編 P6～7, 図 7～10）のうち、SPUE について見ると本州部、淡路地域とも、捕獲数の拡大を図った平成 22 年度をピークに減少に転じているものの、減少は鈍化しており、平成 29 年度以降は増加傾向に転じている。

SPUE	1. 54
推定生息数（95%信用区間）	158,798 頭（118,019～258,908 頭）
推定増加率（95%信用区間）	23.7%（13.4～34.1%）
推定増加数（95%信用区間）	39,218 頭（28,649～51,405 頭）

※ 自然増加と捕獲による個体数の動態と密度指標の変化を用いた階層モデルによる計算結果。平成 14 年度から令和 2 年までの市町ごとの捕獲頭数、糞塊密度、SPUE、わな CPUE 等のデータに基づき推定。

※ 統計手法の性質上、毎年、最新データを活用し、過去の推定値もあわせて補正している。

【シカ生息数推定の精度向上に向けた見直しについて】

- ① 第2期計画策定時（平成27年度末）では県内を2地域（本州部・淡路）に分けてそれぞれの生息数を推定していた。
- ② 第2期計画期間中にモニタリングデータ（平成28～令和元年）の蓄積に伴いシカ生息密度の地域的な偏りに対応するため、市町ごとの推定に改善した。
- ③ 第3期計画策定時（令和2年度末）においては、より精密な市町ごとのシカ生息動態を推定するためメッシュ（約5km×4km）毎の市町内のシカ生息密度の偏りを考慮した。

シカ推定生息数（全県：捕獲後）の比較

（単位：頭）

区分		H22末	H27末	R2末	備考
第3期計画策定時 (R2末推定値)	中央値	191,172	176,974	158,798	市町単位で推定
	95%信用区間	147,111 ~ 305,550	135,699 ~ 289,740	118,019 ~ 258,908	
第2期計画策定時 (H27末推定値)	中央値	180,944	129,436	/	県2地域 (本州部・淡路)で推定
	90%信用区間	97,934 ~ 371,322	60,959 ~ 285,275		

ウ 被害状況

令和2年度では、野生鳥獣全体の被害金額約4億6千万円のうち、シカによるものが約1億5千万円で、全体の3割を占めているが、平成22年度以降、農林業被害金額は減少傾向を示している。（対平成22年度比約32%）（資料編P9, 図15）

農会を対象に毎年実施している鳥獣害アンケートの農業被害結果の「深刻」または「大きい」集落の割合は、令和2年度は19%と平成27年度に比べて約13ポイント減少した。（資料編P10, 図19）。

なお、農業被害金額は近年横ばい傾向にあるが、シカが高密度に生息する地域の造林地では深刻な林業被害が発生している。

また、平成26年度から平成30年度の4年間の森林の下層植生の衰退度の変化を見ると、但馬北部地域で衰退度が進行し被害が深刻化した森林が見られるとともに、それ以外にも衰退度が回復していない森林も多く見受けられる。

（資料編P12, 図22, 23）

さらに、シカが自動車や列車と衝突する等の事故も発生している。

6 管理の基本的な考え方

県下のシカの生息数と被害状況を踏まえ、年度ごとに個体数管理や被害対策への取り組みを検討する順応的管理を次の手順で行う。

- ① モニタリング調査結果に基づき現状を把握し、被害の軽減と個体群保全の両立をめざし、許容できる被害水準（被害の深刻な集落の割合、下層植生の衰退度、スギ幼齢木の食害割合）と生息密度指標（SPUE）の目標値を設定する。
- ② 毎年、シカの生息状況により指標の将来予測を行い、上記目標の達成に向けた市町ごとの年間捕獲目標を設定する。
- ③ この年間捕獲目標を達成するための施策、被害軽減に必要な防護柵の設置、生息環境の管理等の対策等を示した「年度別事業実施計画」^{※4}を策定し実行する。

※4 年度別事業実施計画は、「野生動物保護管理運営協議会」において、検討・協議した上で、県が作成し公表する。

7 管理の目標

(1) 長期目標

令和13年度における全県単位の SPUE を 0.5 以下に設定し、下記の項目を達成し、現状の農業被害の半減、下層植生の回復及び林業被害発生リスクの半減を目指す。

- ① 農業被害の「深刻」な集落の割合 3%以下、「大きい」集落の割合 10%以下（鳥獣害アンケート調査^{※5}結果による。（P5, 図1））
- ② 約4割の林分で下層植生の回復。（下層植生の衰退度調査^{※6}の将来予測結果による。（P6, 表1, 図2））
- ③ スギ幼齢木の食害程度「軽微」の割合が8割以上（スギ等枝食害率調査^{※7}による（P7, 表2, 図5））

※5 森林動物研究センターが毎年実施している鳥獣害アンケート調査において、「深刻」「大きい」「軽微」「ほとんどない」「いない」の5段階に区分している被害程度のうち、「深刻」は生産量の30%を超える被害が出ている集落、「大きい」は30%未満の被害が出ている集落。

※6 森林動物研究センターが4年に1回実施している下層植生の衰退度調査において、「衰退度0」から「衰退度5」までの6段階に区分している被害程度の内、「衰退度2」は調査プロット内の半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では調査プロット内の約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退の程度。

※7 森林動物研究センターが実施しているスギ等枝食害率調査において、「深刻」「大きい」「軽微」の3段階に区分している被害程度のうち、「深刻」は食害率25%を超える被害、「大きい」は食害率10～25%の被害「軽微」は食害率10%未満の被害

(2) 第3期シカ管理計画の目標

終期（令和8年度末）における全県単位の SPUE を 1.0 以下に設定し、下記の項目を達成し、農業被害の拡大防止、下層植生衰退の進行防止及び林業被害の発生リスクを軽減する。

- ① 農業被害の「深刻」な集落の割合 5%以下、「大きい」集落の割合 20%以下（鳥獣害アンケート調査結果による。（P5, 図1））
- ② 約93%の林分で下層植生衰退の進行を防止。（下層植生の衰退度調査の将来予測結果による。（P6, 表1, 図2））
- ③ スギ幼齢木の食害程度「軽微」の割合が7割程度に低減。（スギ等枝食害率調査による（P7, 表2, 図5））

8 目標達成のための方策

(1) 個体数管理（第3期シカ管理計画終期まで）

生息密度の動向や分布域の拡大・偏りなど、地域毎にシカの生息状況が大きく異なることから、下記ユニット毎の個体数管理を行うことし、管理目標の達成を目指して全県で捕獲強化と分布拡大の抑止に努める。

区分	SPUE 現状値 (令和2年度)	SPUE 目標値 (令和8年度)	備考
ユニット4 (緊急捕獲市町)	2.0 以上 〔但し前計画期間の推定生息数が増加傾向にある市町〕	2.0 未満	
ユニット3 (捕獲重点化市町①)	1.5 以上	1.5 未満	SPUE1.5 以上かつユニット4に該当しない市町
ユニット2 (捕獲重点化市町②)	1.0 以上	1.0 未満	SPUE1.0 以上かつユニット3～4に該当しない市町
ユニット1 (要注意市町)	1.0 未満	現状維持 〔令和2年度以下の値〕	シカが生息し、ユニット2～4に該当しない市町

注：各市町の該当ユニットは、計画期間を通じて固定とし、年度別事業実施計画に示す。

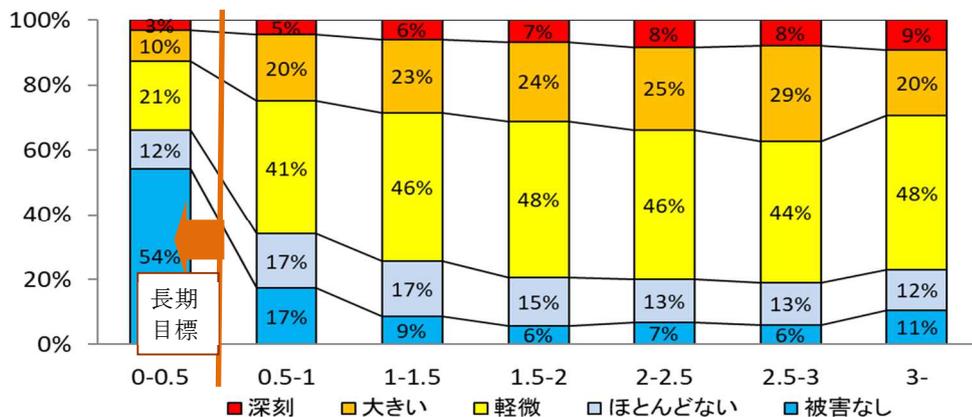
【方 策】

ユニット毎の生息状況に応じた市町別捕獲目標を年度別事業実施計画に定め、その達成に向けて下記方策に取り組む。

- ① 必要に応じて鳥獣保護管理法第 14 条に基づく狩猟の規制緩和措置を行う。
 - ② 被害防止目的の捕獲に加え個体数調整を目的とした広域的な捕獲を行う。
 - ③ 各市町の目標達成状況に応じた有害捕獲活動支援経費の配分を検討する。
 - ④ 既存の捕獲事業に加え、下記の条件を満たす場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業について年度別事業実施計画策定時に実施の適否を判断する。
 - ・当該地域の生息密度がきわめて高いこと。
 - ・農林業被害、生活被害が深刻もしくは森林の下層植生の衰退が見られること。
 - ・市町が必要な有害捕獲を進めていること。（県が示す捕獲目標を概ね達成）
 - ・市町による有害捕獲だけでは不十分であり、さらなる捕獲の取組が必要なため、地元市町及び狩猟団体から事業実施要望があること。
 - ⑤ ユニット 1（要注意市町）における生息状況把握と進出、増加が確認された場合には早期捕獲に努め、SPUE の現状維持を図る。
 - ⑥ その他、市町別捕獲目標を達成するために実施する具体的施策については、年度別事業実施計画で定める。
- ※ 農業被害については、個体数管理とあわせて被害防除対策を総合的に実施することにより、管理の目標の達成を目指す。

【個体数管理の考え方 1】

研究センターにおける調査研究によって、シカの生息密度と農業被害の関係から、SPUE が 0.5 以下となるような生息密度になると農業被害の半減が見込まれることを踏まえ、SPUE を基準とする個体数管理を行う。



図－1 SPUE と農業被害の関係

平成 29～令和 2 年度調査結果

【個体数管理の考え方2】

研究センターにおける調査研究によって、シカ生息密度と森林下層植生衰退度の関係から、SPUE が 1.0 以下となるような生息密度になると約 93%の林内で下層植生の衰退防止が見込まれる。また、0.5 以下を長期的に維持した場合、約 4 割の林内で下層植生の回復が見込まれることを踏まえ、SPUE を基準とする個体数管理を行う。

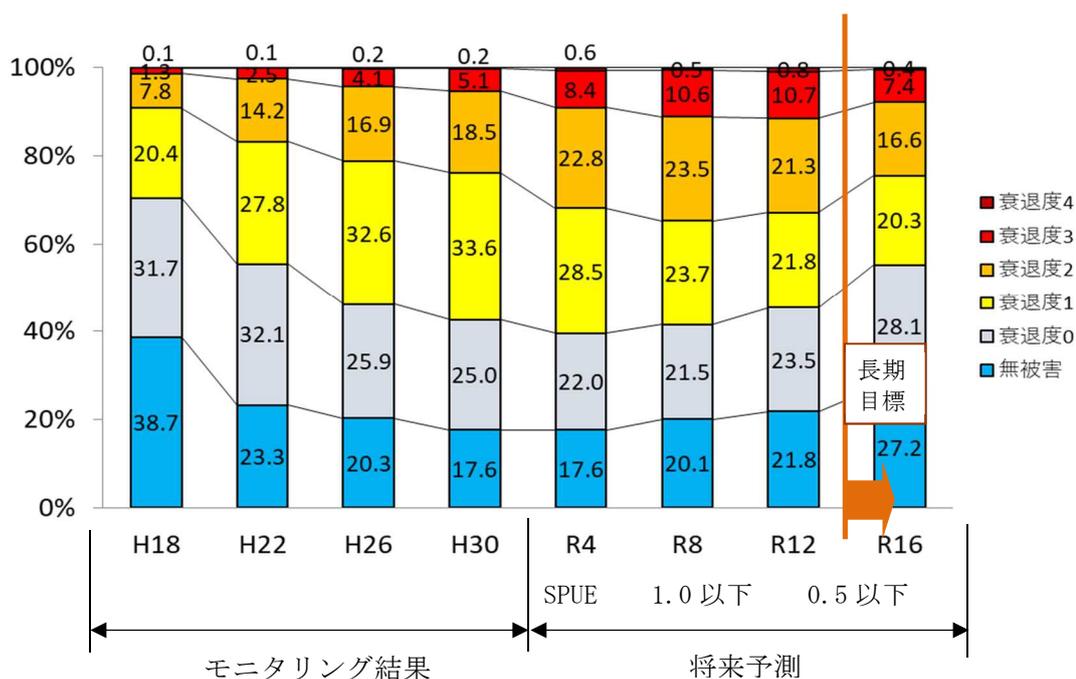
表－1 森林下層植生衰退度のランク変化の将来予測 (%)

森林下層植生		SPUE1.0	SPUE0.5	SPUE0.5
ランク変化		R4～R8 の変化	R4～R12の変化	R4～R16の変化
悪化 ↑	-2	0.0	1.3	1.2
	-1	7.2	6.5	5.3
改善 ↓	0	※1 85.9	77.3	55.5
	1	6.8	※2 14.2	35.0
	2	0.0	0.7	2.9
	3	0.0	0.0	※3 0.4
合計		100	100	100

※1 SPUE1.0 で約 93%の林分で衰退防止

※2 SPUE0.5 で約 15%の林分で回復が見込まれる。

※3 SPUE0.5 を維持した場合、約 4 割の林分で回復が見込まれる



図－2 SPUE と森林下層植生衰退度のこれまでの推移と将来予測

注：無被害とは、シカの食痕が全くない森林
 衰退度0は、食痕はあるが下層植生が衰退していない森林

(衰退度2)
 半数以上の森林で高木の後継樹が消失
 傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生

(無被害～衰退度1)
 大半の森林に高木の後継樹が存在
 強度の土壌浸食はほとんど発生しない。

(衰退度3、4)
 ほぼ全ての森林で高木の後継樹が消失・
 樹皮剥ぎ被害も深刻化
 傾斜地では約30%の森林で強度(地表面積の50%以上)の土壌浸食が発生

【個体数管理の考え方3】

研究センターにおける調査研究によって、事業実施計画で設定する市町毎のシカの年間捕獲目標の達成率は、農業被害の軽減及び下層植生の衰退度抑制と相関関係があることから、捕獲目標達成率の低い地域を中心に捕獲を推進する。

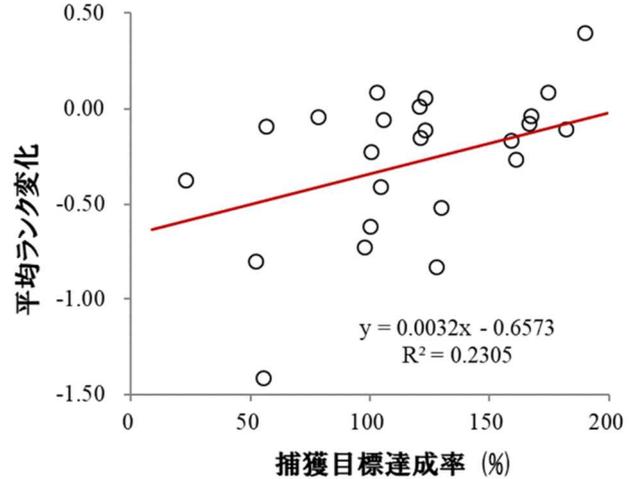
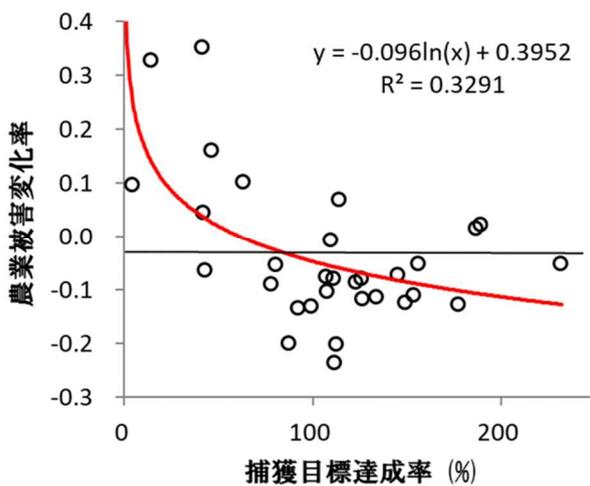


図-3 捕獲目標達成率と農業被害変化率 図-4 捕獲目標達成率と下層植生衰退度変化ランク

【個体数管理の考え方4】

研究センターにおける調査研究によって、シカ生息密度とスギ被害程度との関係から、SPUEが1.0未満になると食害程度「軽微」となる箇所の割合が約7割程度となり、SPUEが0.5未満になると食害程度「軽微」箇所の割合が約8割以上を占めることを踏まえ、SPUEを基準とする個体数管理を行う。

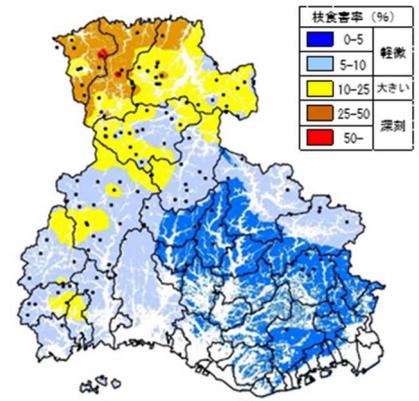


図-5 スギ食害の発生状況 (R2) 【単位：%】

表-2 スギ被害程度とSPUEの関係

SPUE	被害程度		
	軽微	大きい	深刻
2.0未満	≥ 55.5	< 18.7	< 25.8
1.0未満	≥ 75.2	< 12.3	< 12.5
0.5未満	≥ 82.5	< 9.0	< 8.4

※スギ等枝食害率調査において、調査対象枝数に対する食害を受けた枝数の割合を食害率と定義。「深刻」は食害率25%、「大きい」は食害率10~25%、「軽微」は食害率10%未満の被害。

(2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備

シカの継続的かつ効果的な捕獲を推進するため、兵庫県立総合射撃場（仮称）の活用や捕獲者認証制度の検討により、市町や地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進するとともに適切な捕獲体制の整備に努める。

ア 担い手の確保・育成

- ・ 農業者や民間事業者など多様な捕獲の担い手の確保育成
- ・ 地域ぐるみの捕獲を進めるリーダー（集落住民、狩猟団体等）の育成
- ・ 安全かつ高度な捕獲技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者の育成
- ・ 狩猟免許新規取得者の捕獲技術及びコンプライアンスの向上
- ・ 狩猟の魅力を伝えることによる若手狩猟者の確保

イ 捕獲体制の整備

- ・ 住民が主体となった集落ぐるみの捕獲体制整備
- ・ 人里から離れた森林エリアでの林業事業者等を活用した捕獲体制整備
- ・ 分布拡大地域における生息状況把握と早期捕獲の体制整備
- ・ 捕獲効率を高めるための捕獲方法の開発と普及

【参考】ニホンジカ捕獲に係る捕獲区分の基本的枠組み

分類	捕獲区分			
	狩猟（法第11条） （登録狩猟）	許可捕獲（法第9条）		指定管理鳥獣 捕獲等事業 （法第14条の2）
		鳥獣の管理 （被害防止目的）	鳥獣の管理 （数の調整目的）	
目的	個人目的（レジャー、肉、毛皮の取得等）	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣 （卵、ひなを除く）	鳥獣及び卵	第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣 （シカ・イノシシ）
実施時期	狩猟期間	許可された期間（通年可能）		事業実施期間
実施主体	狩猟者	市町村等	都道府県	都道府県、国の機関
捕獲の担い手		許可された捕獲者（農家、捕獲団体等）		認定鳥獣捕獲等事業者等
担い手区分	狩猟者※8 （ハンター：Hunter）	捕獲者※9 （カラー：Culler）		

※8 狩猟者（ハンター：Hunter）：個人目的の狩猟（Hunting）を行う一般狩猟者

※9 捕獲者（カラー：Culler）：駆除や間引き（Culling）を行う捕獲従事者

(3) 被害防除

農業被害の早期軽減を目指し、下記のとおり地域住民の主体的な被害対策への取り組みを進めることとし、県や市町、関係団体はこうした取り組みを積極的に支援する。また、林業被害については、今後の主伐・再生林を見通したシカ被害防除手法の検討・普及を図る。

ア 防護柵の設置・点検・改善

- ・ 各種事業と研修等を活用し、周辺集落とも連携した農地を効率的に防護する形態の防護柵の設置を進める。

- ・設置した防護柵による防除効果を高めるため、設置者による定期点検の実施への支援を進める。
- ・地形に応じた高さアップや耐久性強化など防護柵の機能向上に関する支援を進める。

イ シカを引き寄せない集落づくりの普及指導

- ・シカの集落への出没を防ぐため、集落環境改善や営農管理手法などの効果的な対策を普及する。

(4) 生息環境管理

広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。このため、県民緑税を活用して、「野生動物共生林整備^{※10}」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備^{※11}」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備^{※12}」を支援する。(資料編 P15, 表 6～7)

※10 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けのゾーンを設けるとともに、森林の奥地に共生林を整備するもの。

※11 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

※12 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

(5) 豚熱(CSF)等感染症対策の実施

豚熱(CSF)^{※13} ウイルスの拡散を防止するため、捕獲個体の適切で確実な処理の実施と、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。

※13 豚熱(CSF)：豚熱ウイルスにより起こる豚やイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴である。人に感染することはない。

(6) その他管理を推進するために必要な事項

シカの適正かつ円滑な管理を進めるため、下記の取り組みに努める。

- ① シカの資源としての有効利用、活用できない個体の適正処理の推進。

(ひょうご農林水産ビジョン 2030 の成果指標：

シカ肉のジビエ等利用率 R 1 (20.4%)→R 7 (30.0%))

- ② 捕獲個体の効率的な処理体制の確保。

- ③ 人獣共通感染症への注意喚起

9 モニタリング等調査研究

以下の項目のモニタリングを行う。

(1) 生息状況調査

ア 出猟カレンダー調査

メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報を収集し、地域別の SPUE 等の変化を把握する。

イ 有害捕獲実績調査

集落ごとの有害捕獲情報を各市町から収集し、集落単位の効果的な有害捕獲に活用する。

ウ 生息密度調査

糞塊密度調査や自動撮影カメラ調査等により生息密度の経年変化を推定する。

エ 捕獲個体調査

必要に応じて捕獲個体を調査し、性別構成・年齢構成・妊娠率・栄養状態・人獣共通感染症・遺伝子情報などを把握する。

(2) 被害調査

ア 鳥獣害アンケート調査

農業集落単位の農業被害と被害対策に関するアンケート調査を行い、農業被害の発生状況とその変化をモニタリングする。また、農業担い手個々についても同様のアンケート調査を実施する。

イ 野生鳥獣による農林業被害調査

毎年、市町毎に被害作物や被害金額等の内容を調査する。

ウ 野生動物共生林整備（バッファゾーン）等による被害軽減効果調査

事業により設置した人と野生動物の棲み分けゾーン（バッファゾーン）による農業被害軽減効果について検証を行う。

エ スギ等枝食害率調査

道路沿い等に生育するスギ・アカマツ幼齢木の枝食害率を調査する。

(3) 生息環境調査

ア 下層植生の衰退度調査

シカの食害による森林の下層植生の衰退状況を、県内 300 箇所て 4 年に 1 回調査する。

イ 野生動物共生林整備事業等の効果検証

事業により実施した森林整備、植生保護柵等の効果について、事業実施後に検証を行う。